

第四号議案

大分県教育委員会の任命に係る臨時的任用職員の管理に関する規則の一部改正について

大分県教育委員会の任命に係る臨時的任用職員の管理に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和三年三月九日提出

大分県教育委員会教育長 工藤利明

大分県教育委員会の任命に係る臨時的任用職員の管理に関する規則の一部を改正する規則

大分県教育委員会の任命に係る臨時的任用職員の管理に関する規則（令和二年大分県教育委員会規則第八号）の一部を次のように改正する。

第十条第一項中「臨時的任用職員」の下に「（別表第一の八の項に掲げる場合にあつては県教育委員会の任命に係る職に引き続き在職している期間が六箇月以上の臨時的任用職員に限る。）」を加え、同条第二項中「の十二の項及び十三の項」を「の十の項」に改め、後段を削り、同条に次の一項を加える。

3 別表第一の八の項並びに別表第二の七の項及び十の項に掲げる場合にあつては、一時間を単位として使用した休暇を日に換算する場合には、七時間四十五分をもつて一日とする。

別表第一中五の項を削り、四の項を五の項とし、三の項を四の項とし、二の項の次に次の一項を加える。

<p>三 風水震災火災その他非常災害による交通遮断又は交通機関の事故等に際して、退勤途上における身体の危険を回避するため勤務しないことやむを得ないと認められる場合</p>	<p>必要と認められる日又は時間</p>
---------------------------------------------------------------------------------------	----------------------

別表第一に次の四項を加える。

<p>六 八週間（多胎妊娠の場合にあつては、十四週間）以内に出産する予定の女性職員が申し出た場合</p>	<p>出産日までの申し出た期間</p>
<p>七 女性職員が出産した場合</p>	<p>出産日の翌日から八週間を経過する日</p>

<p>八 義務教育終了前の子（職員の休日休暇及び勤務時間等に関する条例（昭和二十六年大分県条例第三十五号）第十条第一項第二号の表の備考二及び職員の休日休暇及び勤務時間等に関する条例施行規則（昭和二十六年大分県規則第四十号）別表第二の十九の項において子に含まれるものとされる者を含む。以下この項において同じ。）を養育する臨時的任用職員が、その子の看護（負傷し、又は疾病にかかったその子の世話を行うことをいう。）又はその子の母子保健法（昭和四十年法律第四百十一号）第十二条若しくは第十三条に規定する健康診査、学校保健安全法（昭和三十三年法律第五十六号）第十一条に規定する健康診断若しくは予防接種の付添いのため勤務しないことが相当であると認められる場合</p>	<p>までの期間（出産後六週間を経過した職員から就業について請求があり、かつ、医師が支障がないと認めたときを除く。） 任用期間において五日（義務教育終了前の子を二人以上養育する場合にあっては、十日）を超えない範囲内でのその都度必要と認められる日又は時間</p>
<p>九 前各項に定める場合のほか、教育人事課長が特に必要と認める場合</p>	<p>必要と認められる日又は時間</p>

別表第二の四の項中「（昭和四十年法律第四百十一号）」を削り、同表中八の項及び九の項を削り、同表の十の項中「（昭和二十六年大分県条例第三十五号）」及び「及び十二の項」を削り、同項を同表の八の項とし、同表の十一の項中「十三の項」を「十の項」に改め、同項を同表の九の項とし、同表中十二の項を削り、十三の項を十の項とする。

第一号様式（その一）中「あつて」を「あつて」に改める。

第5号様式（その1）（第3条関係）

同意書兼宣誓書

殿

- 1 任用根拠
- 2 任用期間 年 月 日から 年 月 日までとする。
- 3 勤務課所
- 4 給与
- 5 給与の支払 職員給与に関する条例の定めるところによる。
- 6 手当 職員給与に関する条例の定めるところによる。  
(任期の途中で給料及び手当等について改定されることがある。)
- 7 社会保険 地方公務員等共済組合法の定めるところによる。
- 8 勤務時間 正規職員に準ずる。
- 9 時間外勤務 正規職員に準ずる。
- 10 休憩時間 正規職員に準ずる。
- 11 休日 正規職員に準ずる。
- 12 職務 正規職員に準ずる。
- 13 休暇等
  - (1) 年次有給休暇 日 時間  
(付与日数 日、繰越日数 日 時間)
  - (2) その他の休暇
    - ①有給休暇  
風水震災等による出退勤困難、公民権行使、官公署出頭、忌引休暇、産前産後休暇、子の看護休暇及び教育人事課長が特に必要と認める場合
    - ②無給休暇  
公務傷病、病気休暇、女性職員の生理に係る休暇、母性健康管理休暇、育児時間、短期の介護休暇及び介護時間
    - ③休業（無給）  
部分休業
- 14 退職 任用期間満了前に退職する場合は、退職する2週間以上前に届け出ること。
- 15 懲戒 正規職員に準ずる。
- 16 災害補償 地方公務員災害補償法の定めるところによる。
- 17 再度の任用 任用期間満了後に同一の職が改めて設置される場合であって、かつ勤務成績等が良好であるときに限り、連続する3年の範囲内で、一の任用期間を1会計年度の範囲内として公募によらず再度任用される可能性もあること。ただし、期間を定めた任用であり、年 月 日（※任用予定期間満了日の翌日）以降の任用を保障するものではない。
- 18 その他特記事項 休業中の職員の代替であり、職員の休業等の状況により任用期間の変更を行う場合がある。

※勤務労働条件については、以上によるほかは、臨時的任用職員の管理に関する規程の定めるところによる。

年 月 日

所 属 長

私は、臨時的任用職員として任用されることに当たり、上記勤務労働条件に同意しました。  
 私は、ここに主権が国民に存することを認める日本国憲法を尊重し、かつ、擁護することを固く誓います。  
 私は、地方自治の本旨を体するとともに公務を民主的かつ能率的に運営すべき責務を深く自覚し、全体の奉仕者として誠実かつ公正に職務を執行することを固く誓います。

年 月 日

大分県教育委員会 殿

氏名

第一号様式（その二）中「~~付与~~」及び「~~付与~~」を削り、「あつて」を「あつて」に改める。  
 第五号様式（その一）を次のように改める。

第十号様式の(注)中「できなかつた」を「できなかつた」に改める。

第五号様式(その2) (第3条関係)

同意書兼宣誓書

殿

- 1 任用根拠
- 2 任用期間 年 月 日から 年 月 日までとする。
- 3 勤務課所
- 4 給与
- 5 給与の支払 職員の給与に関する条例の定めるところによる。
- 6 手当 職員の給与に関する条例の定めるところによる。  
(任期の途中で給料及び手当等について改定されることがある。)
- 7 社会保険 地方公務員等共済組合法の定めるところによる。
- 8 勤務時間 正規職員に準ずる。
- 9 時間外勤務 正規職員に準ずる。
- 10 休憩時間 正規職員に準ずる。
- 11 休日 正規職員に準ずる。
- 12 職務 正規職員に準ずる。
- 13 休暇等 (1) 年次有給休暇 日 時間  
(付与日数 日、繰越日数 日 時間)  
(2) その他の休暇  
①有給休暇  
風水震災等による出退勤困難、公民権行使、官公署出頭、忌引休暇、公務災害による休暇、生理休暇、産前産後休暇、子の看護休暇及び教育人事課長が特に必要と認める場合  
②無給休暇  
病気休暇、母性健康管理休暇、育児時間、短期の介護休暇及び介護時間  
③休業(無給)  
部分休業
- 14 退職 任用期間満了前に退職する場合は、退職する2週間以上前に届け出ること。
- 15 懲戒 正規職員に準ずる。
- 16 災害補償 地方公務員災害補償法の定めるところによる。
- 17 再度の任用 任用期間満了後に同一の職が改めて設置される場合であって、かつ勤務成績等が良好であるときに限り、連続する3年の範囲内で、一の任用期間を1会計年度の範囲内として公募によらず再度任用される可能性もあること。ただし、期間を定めた任用であり、年 月 日(※任用予定期間満了日の翌日)以降の任用を保障するものではない。
- 18 その他特記事項 休業中の職員の代替であり、職員の休業等の状況により任用期間の変更を行う場合がある。

※勤務労働条件については、以上によるほかは、臨時的任用職員の管理に関する規程の定めるところによる。

年 月 日

所 属 長

私は、臨時的任用職員として任用されることに当たり、上記勤務労働条件に同意しました。  
私は、ここに主権が国民に存することを認める日本国憲法を尊重し、かつ、擁護することを固く誓います。  
私は、地方自治の本旨を体するとともに公務を民主的かつ能率的に運営すべき責務を深く自覚し、全体の奉仕者として誠実かつ公正に職務を執行することを固く誓います。

年 月 日

大分県教育委員会 殿

氏名

第五号様式(その二)を次のように改める。

附 則

この規則は、令和三年四月一日から施行する。

提案理由

臨時的任用職員の産前産後休暇及び子の看護休暇を正規職員に準じ有給休暇にするとともに、子の看護休暇における子の範囲の拡大等を行いたいので提案する。

大分県教育委員会の任命に係る臨時的任用職員の管理に関する規則（令和二年大分県教育委員会規則第8号）新旧対照表

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>第一条～第九条（略）</p> <p>（年次有給休暇以外の休暇）</p> <p>第十条 所属長は、臨時的任用職員（別表第一の八の項に掲げる場合にあっては県教育委員会の任命に係る職に引き続き在職している期間が六箇月以上の臨時的任用職員に限る。）に対し、別表第一の上欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる期間の有給の休暇を与えるものとする。</p> <p>2 所属長は、臨時的任用職員（別表第二の二の項に掲げる場合にあっては任用期間が延長され、又は更新された場合は、任用の日から延長又は更新後の任用期間の末日までの期間。別表第二において同じ。）が六箇月以上と定められた臨時的任用職員に、同表の十の項 に掲げる場合にあっては県教育委員会の任命に係る職に引き続き在職している期間が六箇月以上の臨時的任用職員に限る。）に対し、別表第二の上欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる期間の有給の休暇を与えるものとする。</p> <p>3 別表第一の八の項並びに別表第二の七の項及び十の項に掲げる場合にあっては、一時間を単位として使用した休暇を日に換算する場合には、七時間四十五分をもって一日とする。</p> <p>第十一条～第十八条（略）</p>	<p>第一条～第九条（略）</p> <p>（年次有給休暇以外の休暇）</p> <p>第十条 所属長は、臨時的任用職員</p> <p>に對し、別表第一の上欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる期間の有給の休暇を与えるものとする。</p> <p>2 所属長は、臨時的任用職員（別表第二の二の項に掲げる場合にあっては任用期間が延長され、又は更新された場合は、任用の日から延長又は更新後の任用期間の末日までの期間。別表第二において同じ。）が六箇月以上と定められた臨時的任用職員に、同表の十二の項及び十三の項に掲げる場合にあっては県教育委員会の任命に係る職に引き続き在職している期間が六箇月以上の臨時的任用職員に限る。）に対し、別表第二の上欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる期間の有給の休暇を与えるものとする。</p> <p>この場合において、同表の七の項、十二の項及び十三の項に掲げる場合で、一時間を単位として使用した無給の休暇を日に換算するときは、七時間四十五分をもって一日とする。</p> <p>3 （新設）</p> <p>第十一条～第十八条（略）</p>

別表第一（第十条関係）	
区分	休暇の期間
一・二（略）	（略）
三 風水震災その他非常災害による交通遮断又は交通機関の事故等に際して、退勤途上における身体の危険を回避するため勤務しないことがやむを得ないと認められる場合	必要と認められる日又は時間
四・五（略）	（略）
六 八週間（多胎妊娠の場合にあつては、十四週間）以内に出産する予定の女性職員が申し出た場合	出産日までの申し出た期間
七 女性職員が出産した場合	出産日の翌日から八週間を経過する日までの期間（出産後六週間を経過した職員から就業について請求があり、かつ、医師が支障がないと認めるときを除く。）
八 義務教育終了前の子（職員の休日休暇及び勤務時間等に関する条例（昭和二十六年大分県条例第三十五号）第十条第一項第二号の表の備考二及び職員の休日休暇及び勤務時間等に関する	任用期間において五日（義務教育終了前の子を二人以上養育する場合にあつては、十日）を超えない範囲内その都度必要と認められる日又は時間

別表第一（第十条関係）	
区分	休暇の期間
一・二（略）	（略）
三・四（略）	（略）
（新設）	（新設）
（新設）	（新設）
（新設）	（新設）

<p>別表第二(第十条関係)</p>		<p>九 前各項に定める場合のほか、 教育人事課長が特に必要と認め る場合</p>	<p>条例施行規則(昭和二十六年大 分県規則第四十号)別表第二の 十九の項において子に含まれる ものとされる者を含む。以下こ の項において同じ。)を養育す る臨時的任用職員が、その子の 看護(負傷し、又は疾病にかか ったその子の世話をを行うことを いう。)又はその子の母子保健 法(昭和四十年法律第四百十一 号)第十二条若しくは第十三条 に規定する健康診査、学校保健 安全法(昭和三十三年法律第五 十六号)第十一条に規定する健 康診断若しくは予防接種の付添 いのため勤務しないことが相当 であると認められる場合</p>
<p>一(三) (略)</p>	<p>区分</p>		
<p>四 妊娠中又は出産後一年以内の 女性職員が、母子保健法 第十</p>	<p>(略)</p>	<p>休暇の期間</p>	<p>必要と認められる日又は時間</p>

<p>別表第二(第十条関係)</p>		<p>五 前各号に準ずる原因</p>	<p>その都度必要と認める日又は 時間</p>
<p>一(三) (略)</p>	<p>区分</p>		
<p>四 妊娠中又は出産後一年以内の 女性職員が、母子保健法(昭和 四十年法律第四百十一号)第十</p>	<p>(略)</p>	<p>休暇の期間</p>	<p>その都度必要と認める日又は 時間</p>



<p>条に規定する保健指導又は同法第十三条第一項に規定する健康診査を受ける場合</p>	
<p>五・六 (略)</p> <p>七 妊娠中の女性職員が妊娠障害のため勤務することが困難である場合</p>	<p>(略)</p> <p>十四日を超えない範囲内での都度必要と認める日又は時間</p>
<p>(削除)</p>	<p>(削除)</p>
<p>(削除)</p>	<p>(削除)</p>
<p>八 生後満一年に達しない子(職員の休日休暇及び勤務時間等に関する条例</p> <p style="text-align: center;">第十條第一項第二号の表の備考二において子に含まれるものとされる者を含む。以下この項</p> <p>において同じ。)を育てる臨時的任用職員が、その子の保育のために必要と認められる授乳等</p>	<p>(略)</p>

  

<p>条に規定する保健指導又は同法第十三条第一項に規定する健康診査を受ける場合</p>	
<p>五・六 (略)</p> <p>七 妊娠中の女性職員が妊娠障害のため勤務することが困難である場合</p>	<p>(略)</p> <p>十四日を超えない範囲内での都度必要と認める日又は時間</p>
<p>八 六週間(多胎妊娠の場合にあつては、十四週間)以内に出産する予定の女性職員が申し出た場合</p>	<p>出産日までの申し出た期間</p>
<p>九 女性職員が出産した場合</p>	<p>出産日の翌日から八週間を経過する日までの期間(出産後六週間を経過した職員から就業について請求があり、かつ、医師が支障がないと認めるときを除く。)</p>
<p>十 生後満一年に達しない子(職員の休日休暇及び勤務時間等に関する条例(昭和二十六年大分県条例第三十五号)第十條第一項第二号の表の備考二において子に含まれるものとされる者を含む。以下この項及び十二の項</p> <p>において同じ。)を育てる臨時的任用職員が、その子の保育のために必要と認められる授乳等</p>	<p>(略)</p>

<p>九 臨時任用職員が、職員の休日休暇及び勤務時間等に関する条例第十三条の二第一項に規定する要介護者（十の項において「要介護者」という。）の介護をするため、一日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合</p>	<p>（略）</p>
<p>十一 臨時任用職員が、職員の休日休暇及び勤務時間等に関する条例第十三条の二第一項に規定する要介護者（十三の項において「要介護者」という。）の介護をするため、一日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合</p> <p>十二 小学校就学の始期に達するまでの子（職員の休日休暇及び勤務時間等に関する条例施行規則（昭和二十六年大分県規則第四十号）別表第二の十九の項において子に含まれるものとされる者を含む。以下この項において同じ。）を養育する臨時任用職員が、その子の看護（負傷し、又は疾病にかかったその子の世話をを行うことをいう。）又はその子の母子保健法第十二条若しくは第十三条に規定する健康診査、学校保健安全法（昭和三十二年法律第五十六号）第十条に規定する健康診断若しくは予防接種の付添いのため勤務しないことが相当であると認め</p>	<p>（略）</p> <p>任用期間において五日（小学校就学の始期に達するまでの子を二人以上養育する場合にあつては、十日）を超えない範囲内でその都度必要と認められる日又は時間</p>

<p>十 要介護者の介護その他の教育 人事課長が定める世話をを行う臨 時的任用職員が、当該世話を 行うため勤務しないことが相当 であると認められる場合</p>	<p>任用期間において五日（要介 護者が二人以上の場合にあつ ては、十日）を超えない範囲 内でその都度必要と認められ る日又は時間</p>
-------------------------------------------------------------------------------------------------	---------------------------------------------------------------------------------------

<p>十三 要介護者の介護その他の教 育人事課長が定める世話を 行うための勤務しないことが相当 であると認められる場合</p>	<p>任用期間において五日（要介 護者が二人以上の場合にあつ ては、十日）を超えない範囲 内でその都度必要と認められ る日又は時間</p>
-----------------------------------------------------------------------------	---------------------------------------------------------------------------------------



第 1 号様式 (その 2) (第 3 条関係)

### 随時的任用職員申込書

希望校種	1 小中学校	2 私立学校	(第一希望の校種に○をつけてください)	記入日	年 月 日
フリガナ				生 年 月 日	
氏 名	〒 _____ 年 月 日 ( ) 歳		〒 _____ 年 月 日 ( ) 歳	愛知県庁 (3×4cm)	
住 所	〒 _____ 年 月 日 【携帯電話 _____ 年 月 日】				
学 歴	在 学 期 間	学 校 名	学 部 ・ 学 科 ・ 専 攻 等	卒業区分	
	自 年 月 日			特等・超等	
	至 年 月 日			普通	
	至 年 月 日			特等・超等	
	至 年 月 日			普通	
免状状	種 類	教 科	授与年月日	免許状番号	有効期限
			年 月 日		年 月 日
			年 月 日		年 月 日
			年 月 日		年 月 日
			年 月 日		年 月 日
			年 月 日		年 月 日
職 歴	在 職 期 間	勤 務 先	職 名 (職種)	備 考	
	自 年 月 日				
	至 年 月 日				
	自 年 月 日				
	至 年 月 日				

【又当事業に際する申告】  
 以下の地方公務員法第16条に定める任用の次第事由に該当しない場合は、右の□に印を記入してください。  
 第16条以上の項に規定せられ、その執行を終るまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者  
 大分県職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者  
 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあつて、地方公務員法第60条から第63条までに規定する罪を犯し、刑に処せられた者  
 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体の活動を精進し、又はこれに参加した者

第 1 号様式 (その 2) (第 3 条関係)

### 随時的任用職員申込書

希望校種	1 小中学校	2 私立学校	(第一希望の校種に○をつけてください)	記入日	年 月 日
フリガナ				生 年 月 日	
氏 名	〒 _____ 年 月 日 ( ) 歳		〒 _____ 年 月 日 ( ) 歳	愛知県庁 (3×4cm)	
住 所	〒 _____ 年 月 日 【携帯電話 _____ 年 月 日】				
学 歴	在 学 期 間	学 校 名	学 部 ・ 学 科 ・ 専 攻 等	卒業区分	
	自 年 月 日			特等・超等	
	至 年 月 日			普通	
	至 年 月 日			特等・超等	
	至 年 月 日			普通	
免状状	種 類	教 科	授与年月日	免許状番号	有効期限
			年 月 日		年 月 日
			年 月 日		年 月 日
			年 月 日		年 月 日
			年 月 日		年 月 日
			年 月 日		年 月 日
職 歴	在 職 期 間	勤 務 先	職 名 (職種)	備 考	
	自 年 月 日				
	至 年 月 日				
	自 年 月 日				
	至 年 月 日				

【又当事業に際する申告】  
 以下の地方公務員法第16条に定める任用の次第事由に該当しない場合は、右の□に印を記入してください。  
 第16条以上の項に規定せられ、その執行を終るまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者  
 大分県職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者  
 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあつて、地方公務員法第60条から第63条までに規定する罪を犯し、刑に処せられた者  
 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体の活動を精進し、又はこれに参加した者

第二号様式（第四号様式）（略）

第5号様式（その1）（第3条関係）

同意書兼宣誓書

職

- 1 任用根拠
- 2 任用期間
- 3 勤務場所
- 4 給与と手当
- 5 給与の支払当
- 6 手
- 7 社会保険
- 8 勤務時間
- 9 時間外勤務
- 10 休憩時間
- 11 休
- 12 服
- 13 休

職員の給与に関する条例の定めるところによる。  
職員の給与に関する条例の定めるところによる。  
（任用の途中で給料及び手当等について改定されることがある。）  
地方公務員等共済組合法の定めるところによる。

- (1) 年次有給休暇 日、繰越日数
- (2) その他の休暇

- ①有給休暇 風気療法、災害による出退勤困難、公民権行使、官公署出頭、忌引休暇、産前産後休暇、子の看護休暇及び教育人事課長が特に必要と認める場合
- ②無給休暇 公務傷病、病氣休暇、女性職員の生理に係る休暇、母性健康管理休暇、育児休暇、短期の介護休暇及び介護時間
- ③休業（無給） 部分休業

- 14 退職 任用期間満了前に退職する場合は、退職する2週間以上前に届け出る。
- 15 懲戒 正規職員に準ずる。
- 16 災害補償 地方公務員災害補償法の定めるところによる。
- 17 再雇の任用 任用期間満了後に同一の職が改めて設置される場合であつて、かつ勤務成績等が良好であるときに限り、連続する3年の範囲内で、一の任用期間を1会計年度の範囲内として公費により再度任用される可能性もあること。ただし、期間を定めた任用であり、年 月 日（※任用予定期間満了日の翌日）以降の任用を保障するものではない。
- 18 その他特記事項 休業中の職員の代替であり、職員の休業等の状況により任用期間の変更を行う場合がある。

※勤務労働条件については、以上によるほかは、臨時的任用職員の管理に関する規程の定めるところによる。

年 月 日 所 属 長

私は、臨時的任用職員として任用されることに当たり、上記勤務労働条件に同意しました。私は、ここに主権が国民に存することを認める日本国憲法を尊重し、かつ、擁護することを固く誓います。私は、地方自治の本旨を体するとともに公務を民主的かつ能率的に運営すべき責務を深く自覚し、全体の奉仕者として誠実に職務を執行することを固く誓います。

大分県教育委員会 職

氏名

年 月 日

第二号様式（第四号様式）（略）

第5号様式（その1）（第3条関係）

同意書兼宣誓書

職

- 1 任用根拠
- 2 任用期間
- 3 勤務場所
- 4 給与と手当
- 5 給与の支払当
- 6 手
- 7 社会保険
- 8 勤務時間
- 9 時間外勤務
- 10 休憩時間
- 11 休
- 12 服
- 13 休

（任用の途中で報酬額が改定されることがある。）  
職員の給与に関する条例の定めるところによる。  
職員の給与に関する条例の定めるところによる。  
地方公務員等共済組合法の定めるところによる。

- (1) 年次有給休暇 日、繰越日数
- (2) その他の休暇

- ①有給休暇 ・風気療法、災害その他非常災害による交通機関の事故等により出頭するに上り出頭するに上り、かつ、かつ困難と認められる場合
- ・選挙権その他公民としての権利を行使する場合及び被選挙人等として国会、衆議院、地方公共団体の議会その他官公署へ出頭する場合で、その期許しないことを行わなければならない場合
- ・臨時的任用職員の業務が死亡した場合で、当該臨時的任用職員が被服、服喪その他の職務の果たしに特に必要と認められる人事等のため期許しないことが相当であると認められるとき
- ・別に定めるところ
- ②無給休暇 公務傷病、病氣休暇、女性職員の生理に係る休暇、母性健康管理休暇、産前産後休暇、育児休暇、短期の介護休暇及び介護時間
- ③休業（無給） 部分休業

- 14 退職 任用期間満了前に退職する場合は、退職する2週間以上前に届け出る。
- 15 懲戒 正規職員に準ずる。
- 16 災害補償 地方公務員災害補償法の定めるところによる。
- 17 再雇の任用 任用期間満了後に同一の職が改めて設置される場合であつて、かつ勤務成績等が良好であるときに限り、連続する3年の範囲内で、一の任用期間を1会計年度の範囲内として公費により再度任用される可能性もあること。ただし、期間を定めた任用であり、年 月 日（※任用予定期間満了日の翌日）以降の任用を保障するものではない。
- 18 その他特記事項 休業中の職員の代替であり、職員の休業等の状況により任用期間の変更を行う場合がある。

※勤務労働条件については、以上によるほかは、臨時的任用職員の管理に関する規程の定めるところによる。

年 月 日 所 属 長

私は、臨時的任用職員として任用されることに当たり、上記勤務労働条件に同意しました。私は、ここに主権が国民に存することを認める日本国憲法を尊重し、かつ、擁護することを固く誓います。私は、地方自治の本旨を体するとともに公務を民主的かつ能率的に運営すべき責務を深く自覚し、全体の奉仕者として誠実に職務を執行することを固く誓います。

大分県教育委員会 職

氏名

年 月 日

第5号様式(その2) (第3条関係)

同意書兼宣誓書

職

- 1 任用根拠
- 2 任用期間
- 3 勤務場所
- 4 給与の支払手当
- 5 給与の支払当
- 6 社会保険
- 7 勤務時間
- 8 勤務時間
- 9 時間外勤務
- 10 休憩時間
- 11 休 暇
- 12 服 務
- 13 休 暇

職員の給与に関する条例の定めるところによる。  
 職員の給与に関する条例の定めるところによる。  
 地方公務員等共済組合法の定めるところによる。  
 地方公務員等共済組合法の定めるところによる。

- (1) 年次有給休暇 日、繰越日数 日、時間 時間
- (2) その他の休暇

- ①有給休暇
  - ・風水歳火災等による出張勤務、公民権行使、官公署出張、昇引休暇、公務災害による休暇、生理休暇、産前産後休暇、子の看護休暇及び教育人事課長が特に必要と認める場合
  - ②無給休暇
    - ・病欠休暇、母性健康管理休暇、育児休暇、短期の介護休暇及び介護時間
    - ③休業（無給）
      - ・部分休業

- 14 退 職 任用期間満了前に退職する場合は、退職する2週間以上前に届け出ること。
- 15 懲 戒 正規職員に準ずる。
- 16 災害補償 地方公務員災害補償法の定めるところによる。
- 17 再度の任用 任用期間満了後に同一の職が改めて設置される場合であつて、かつ勤務成績等が良好であるときに限り、連続する3年の範囲内で、一の任用期間を1会計年度の範囲内として公職により再度任用される可能性もあること。ただし、期間を定めた任用であり、年 月 日（※任用予定期間満了日の翌日）以降の任用を保障するものではない。
- 18 その他特記事項 休業中の職員の代替であり、職員の休業等の状況により任用期間の変更を行う場合がある。

※勤務労働条件については、以上によるほかは、臨時的任用職員の管理に関する規程の定めるところによる。

年 月 日 所 属 長

私は、臨時的任用職員として任用されることに当たり、上記勤務労働条件に同意しました。  
 私は、ここに主権が国民に存することを認める日本国憲法を尊重し、かつ、擁護することを固く誓います。  
 私は、地方自治の本旨を体するとともに公務を民主的かつ能率的に運営すべき責務を深く自覚し、全体の奉仕者として誠実に公正に職務を執行することを固く誓います。

大分県教育委員会 職

氏名

第5号様式(その2) (第3条関係)

同意書兼宣誓書

職

- 1 任用根拠
- 2 任用期間
- 3 勤務場所
- 4 給与の支払手当
- 5 給与の支払当
- 6 社会保険
- 7 勤務時間
- 8 勤務時間
- 9 時間外勤務
- 10 休憩時間
- 11 休 暇
- 12 服 務
- 13 休 暇

職員の給与に関する条例の定めるところによる。  
 職員の給与に関する条例の定めるところによる。  
 地方公務員等共済組合法の定めるところによる。  
 地方公務員等共済組合法の定めるところによる。

- (1) 年次有給休暇 日、繰越日数 日、時間 時間
- (2) その他の休暇

- ①有給休暇
  - ・風水歳火災その他非常災害による交通遮断又は交通機関の事故等により出勤することが著しく困難と認められる場合
  - ・選挙権その他公民としての権利を行使する場合及び選挙権として国会、衆議院、地方公共団体の議会その他の地方公署へ出席する場合で、その職務しないことがやむを得ないと認められる場合
  - ・臨時的任用職員の親族が死亡した場合で、当該臨時的任用職員が葬儀、埋葬その他の親族の死に伴い必要と認められる行事等のため職務しないことが相当であるときと認められるとき
  - ・公務上の負傷又は疾病のため就業する必要があり、その勤務しないことがやむを得ないと認められる場合
  - ・生理上の勤務が著しく困難な女性職員が生理休暇を請求した場合
  - ・別に定められるもの
- ②無給休暇
  - ・病欠休暇、母性健康管理休暇、産前産後休暇、育児休暇、短期の介護休暇及び介護時間
  - ③休業（無給）
    - ・部分休業

- 14 退 職 任用期間満了前に退職する場合は、退職する2週間以上前に届け出ること。
- 15 懲 戒 正規職員に準ずる。
- 16 災害補償 地方公務員災害補償法の定めるところによる。
- 17 再度の任用 任用期間満了後に同一の職が改めて設置される場合であつて、かつ勤務成績等が良好であるときに限り、連続する3年の範囲内で、一の任用期間を1会計年度の範囲内として公職により再度任用される可能性もあること。ただし、期間を定めた任用であり、年 月 日（※任用予定期間満了日の翌日）以降の任用を保障するものではない。
- 18 その他特記事項 休業中の職員の代替であり、職員の休業等の状況により任用期間の変更を行う場合がある。

※勤務労働条件については、以上によるほかは、臨時的任用職員の管理に関する規程の定めるところによる。

年 月 日 所 属 長

私は、臨時的任用職員として任用されることに当たり、上記勤務労働条件に同意しました。  
 私は、ここに主権が国民に存することを認める日本国憲法を尊重し、かつ、擁護することを固く誓います。  
 私は、地方自治の本旨を体するとともに公務を民主的かつ能率的に運営すべき責務を深く自覚し、全体の奉仕者として誠実に公正に職務を執行することを固く誓います。

大分県教育委員会 職

氏名

第六号様式（第九号様式）（略）

第10号様式（第5条関係）

退 職 願

大分県教育委員会

殿

（所属名）  
（氏名）

私は、下記の原因により 年 月 日付けで退職したいのでお願いします。

記

（退職の理由）

年 月 日

氏名

（印）

（注）退職希望日の2週間前に提出できなかった場合は、その理由を付記すること。

第十一号様式（略）

第六号様式（第九号様式）（略）

第10号様式（第5条関係）

退 職 願

大分県教育委員会

殿

（所属名）  
（氏名）

私は、下記の原因により 年 月 日付けで退職したいのでお願いします。

記

（退職の理由）

年 月 日

氏名

（印）

（注）退職希望日の2週間前に提出できなかった場合は、その理由を付記すること。

第十一号様式（略）



## 大分県教育委員会の任命に係る臨時的任用職員の管理に関する規則（令和2年大分県教育委員会規則第8号。以下「臨管規則」という。）の一部改正の概要

### 1 改正理由

臨時的任用職員の産前産後休暇及び子の看護休暇を正規職員に準じ有給休暇にするとともに、子の看護休暇における子の範囲の拡大等を行うもの

### 2 改正内容

#### (1) 休暇制度に関する規定の改正

- ① 産前産後休暇を無給休暇から有給休暇に変更するとともに、産前休暇の期間を産前6週間から産前8週間に拡大するもの
  - ア 別表第1に新たに産前産後休暇の項を追加
  - イ 別表第2の産前産後休暇の項を削除
  - ウ 上記ア・イの改正に伴い、第10条の規定を整備
- ② 子の看護休暇を無給休暇から有給休暇に変更するとともに、子の対象範囲を小学校就学の始期に達するまでの子から義務教育終了前の子まで拡大するもの
  - ア 別表第1に新たに子の看護休暇の項を追加
  - イ 別表第2の子の看護休暇の項を削除
- ③ 災害時等の退勤に関する休暇を明確化するもの
  - ア 別表第1に新たに3の項を追加

#### (2) その他所要の改正

- ① 別表第1の5の項を9の項とし次のように改正するもの
  - 旧；前各号に準ずる原因（その都度必要と認める日又は時間）
  - 新；前各項に定めるもののほか、教育人事課長が特に必要と認める場合（必要と認められる日又は時間）
- ② 別記第1号様式（その2）（元号の削除）
- ③ 別記第5号様式（その1及びその2）（休暇制度変更の対応、報酬等改定に係る表記の適正化）
- ④ 上記のほか、別記様式中の字句を訂正するもの（「あつて」→「あって」及び「できなかつた」→「できなかった」）
  - 該当様式： 別記第1号様式（その1及びその2）、別記第5号様式（その1及びその2）及び別記第10号様式

### 3 施行期日

令和3年4月1日